

岡山市SDG s 推進パートナーズ制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内で、経済・社会・環境の調和した持続可能な社会の実現を目指すSDG sに取り組む事業者を「岡山市SDG s 推進パートナーズ」として登録する「岡山市SDG s 推進パートナーズ制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 SDG s 達成に向けた取組が見える化し、将来にわたって具体的な取組を推進する事業者の企業価値や認知度が向上することで、SDG sに取り組む事業者の増加や事業の拡大を図り、地域経済の活性化や社会課題の解決につなげる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 岡山市内に、常駐する従業員のいる本店、支店等の事業所を有し、かつ、申請日において事業を行っている企業または個人事業主。
- (2) 登録事業者 第6条第1項の規定により、「岡山市SDG s 推進パートナーズ」として登録された事業者をいう。

(対象)

第4条 岡山市SDG s 推進パートナーズ制度の登録の対象は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者とする。

- (1) SDG s 達成に向けた環境・社会・経済の三側面の重点的な取組を明確に示していること。
- (2) 市税等租税公課の滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ）、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

(登録の申請)

第5条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする事業者は、岡山市SDG s 推進パートナーズ登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) SDG s 達成に向けた取組チェックリスト（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(登録の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第4条各号の全ての要件に該当すると認めるときは、当該申請をした事業者を「岡山市SDG s 推進パートナーズ」登録事業者として登録し、登録証を交付するものとする。

2 市長は、登録をしたときは、当該登録事業者に対し、自らのホームページにおいて、取組内容を公表するよう促すとともに、当該登録事業者の名称等を市ホームページにおいて公表するものとする。

(SDGs達成に向けた取組の報告)

第7条 登録事業者は、登録の日から1年が経過する毎に、その間の取組進捗状況を確認するものとし、SDGs達成に向けた取組報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

(登録の期限及び更新)

第8条 岡山市SDGs推進パートナーズ登録の有効期限は、登録の日から3年間とする。

2 登録の更新を受けようとする登録事業者は、前項に規定する有効期限の30日前までに第5条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(登録の変更)

第9条 登録事業者は、次の各号に定める登録内容に変更がある場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 登録事業者は、様式第1号に記載する「1. 登録申請事業者概要」の内容に変更がある場合は、岡山市SDGs推進パートナーズ登録変更届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(2) 登録事業者は、様式第1号に記載する「2. 2030年のSDGs達成に向けた経営方針と目指す姿」、「3. SDGsに関する重点的な取組及び指標」の内容に変更がある場合は、岡山市SDGs推進パートナーズ取組内容変更届(様式第5号)により市長に届け出るものとする。

(登録の辞退)

第10条 登録事業者は、登録の辞退について、市長に申し出ることができる。

2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、岡山市SDGs推進パートナーズ登録辞退届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合

(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合

(4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者に対し、通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月5日から施行する。

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。